

事業者の皆さまへのお願い

11月7日以降、営業時間短縮等の要請にご協力いただき誠にありがとうございます。

札幌市の医療体制は依然として、厳しい状況が続いていることから、事業者の皆さまには、大変なご負担をお掛けいたしますが、引き続きご協力をお願いいたします。

○協力要請の概要

■期間

令和2年12月26日(土)から令和3年1月15日(金)までの3週間

■対象施設

札幌市内の接待を伴う飲食店

(風営法第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗)

■要請内容

▶ 営業時間短縮

⇒営業時間は「午前5時から午後10時まで」

▶ 「業種別ガイドライン※」及び「新北海道スタイル」に基づく対策の徹底

※業種別ガイドラインについては、内閣官房のページをご参照ください。

○協力支援金の概要（12月26日以降分）【第4回支援金】

■支援金

1施設（店舗）あたり 50万円

【主な条件】

原則、12月26日(土)～1月15日(金)の全期間において上記の要請に応じること
(新たにご協力いただく事業者などは12月28日(月)から)

※申請の受付開始は、1月18日(月)以降を予定（詳細は後日公表）

これまでの支援金と同様に、営業時間短縮等に取り組んでいただいたことがわかる書類、風営法の風俗営業許可の許可証の写し及びその他営業に必要な許可証の写しなどをご提出いただくことを予定しています。

※申請書類は1月8日(金)からホームページに掲載するほか、市役所本庁舎1階パンフレットコーナー、各区役所、豊水まちづくりセンター、西創成まちづくりセンターで配布する予定です。

感染拡大防止対策の徹底のお願い

酒類提供を行う飲食店、カラオケ店、料理店等の
事業者の皆さまにおかれましても

業種別ガイドラインや新北海道スタイルなど店舗における
感染拡大防止対策の再確認と徹底をお願いいたします。

支援金の申請はお済みですか？

これまでの要請にご協力をいただいた
事業者の皆さまを対象とした
支援金の受付期間はそれぞれ下記のとおりです。
申請のお忘れがないようご注意ください。

○第1回支援金（11月7日～11月27日分）

■受付期間

令和2年12月1日(火)～令和3年1月8日(金)【消印有効】

■支援金

・1施設（店舗）あたり20万円

○第2回支援金（11月28日～12月11日分）

■受付期間

令和2年12月14日(月)～令和3年1月8日(金)【消印有効】

■支援金

・接待を伴う飲食店[※] ⇒ 1施設（店舗）あたり60万円

・酒類提供を行う飲食店、カラオケ店、料理店等 ⇒ 1施設（店舗）あたり30万円

○第3回支援金（12月12日～12月25日分）

■受付期間

令和2年12月28日(月)～令和3年1月15日(金)【消印有効】

■支援金

・接待を伴う飲食店[※] ⇒ 1施設（店舗）あたり60万円

・酒類提供を行う飲食店、カラオケ店、料理店等 ⇒ 1施設（店舗）あたり30万円

※「接待を伴う飲食店」とは風営法第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗となります。
なお、申請の際は、風営法の風俗営業許可の許可証の写しを提出いただきます。

申請要件など詳細は申請書類をご確認ください。

・申請書類は札幌市ホームページに掲載しているほか、市役所本庁舎1階パンフレットコーナー、各区役所などで配布しています。

《配布場所》

市役所本庁舎1階パンフレットコーナー、各区役所、豊水まちづくりセンター、西創成まちづくりセンター

■専用ダイヤル

電話番号 0570-200-105

受付時間 8:45～17:15（平日のみ）

※年内は12月28日(月)まで（27日(日)までは土・日も開設）

年始は1月4日(月)から開設

■ホームページ（札幌市公式ホームページ内）

接待を伴う飲食店に対する営業時間短縮の要請について

(https://www.city.sapporo.jp/2019n-cov/jigyosha/yoji_yosei.html)

